

障がい者の方に対する自動車税種別割等の

減免手続き等について

障がい者が所有する自動車で、障がい者のために継続して使用されるものについては、自動車税種別割等の減免が受けられる制度があります。この減免には、①本人運転、②家族運転、③介護者運転の三種類あり、次の自動車が対象となります。ただし、車いす移動車・軽自動車・二輪車等を含め障がい者一人一台に限ります。

- ①本人運転 専ら身体障がい者本人の運転で、日常生活に必要不可欠なものとして使用される自動車。
- ②家族運転 同居の親族の運転で、障がい者の通学、通院、通所、生業及び週末帰省（以下「通学等」といいます。）の用に継続して使用される自動車。
- ③介護者運転 介護者の運転で、専ら障がい者（障がい者のみで生活されている方に限ります。）の通学等の用に継続して使用され、かつ障がい者のためにのみ使用される自動車。

I 減免を受けるには

必要書類等を持参のうえ、最寄りの東部県税局各庁舎・鳴門総合サービスセンター又は総合県民局へ申請してください。

（軽自動車税種別割については、住所地の市役所又は町村役場におたずねください。）

II 施設に入所されている方等の減免について

減免対象施設は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスに係る事業を行う施設に限る。）及び児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービスを行う施設（療養介護、共同生活援助、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援を行う施設に限る）又は地域活動支援センター、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センター又は視聴覚障害者情報提供施設、障害者地域共同作業所（市町村運営費補助対象作業所）及び学校教育法に基づく寄宿舎です。

なお、減免対象施設は通所の場合と週末帰省の場合でそれぞれ異なりますので、詳しくは東部県税局自動車税庁舎にお問い合わせください。

III 申請車両の使用状況等の調査について

申請受付後、車両の使用状況等の調査を行います。調査により、減免の要件に反する事実が判明した場合には、減免を取り消します。

1 減免の対象となる障がいの範囲

		障 害 の 区 分	身体障害者手帳						戦 傷 病 者 手 帳									
			級 別						項 症						款 症			
手 帳 の 種 類	身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害(※1)	1	2	3	4 ¹			特別	1	2	3	4					
		聴 覚 障 害		2	3				特別	1	2	3	4					
		平 衡 機 能 障 害			3				特別	1	2	3	4					
		音声機能障害(※2)			3				特別	1	2							
		上 肢 不 自 由	1	2					特別	1	2	3						
		下 肢 不 自 由	1	2	3	4	5	6	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3
		体 幹 不 自 由	1	2	3		5		特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3
	戦 傷 病 者 手 帳	乳児期以前の非進行性	上肢	1	2													
		脳病変による運動機能障害	移動	1	2	3	4	5	6									
	病 者 手 帳	心 臓 機 能 障 害	1		3				特別	1	2	3						
		腎 臓 機 能 障 害	1		3				特別	1	2	3						
		呼吸器機能障害	1		3				特別	1	2	3						
		ぼうこう又は直腸機能障害	1		3				特別	1	2	3						
		小 腸 機 能 障 害	1		3				特別	1	2	3						
		免 疫 機 能 障 害	1	2	3													
		肝 臓 機 能 障 害	1	2	3													
	療 育 手 帳(※3)		障害の程度A															
	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳(※3)		障害等級1級かつ自立支援医療受給者証（精神通院）を交付されていること（※4）															

[注意事項]

- ・網掛け部分■は、障がい者本人の運転に限り減免できます。
- ・重複障害の場合は、障害の区分ごとに判定します。
- ※1 視覚障害4¹は、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの。ただし、平成30年7月1日以降に交付された身体障害者手帳については、視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの。
- ※2 音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限りです。
- ※3 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合は、障がい者本人の運転での減免はできません。
- ※4 精神通院医療を受けられている事が原則ですが、慢性疾患による通院や障がい者施設への通所（月4回以上かつ通所回数の8割以上）でご家族の運転による送迎が必要な場合には、東部県税局自動車税庁舎までお問い合わせ下さい。

2 減免の対象となる自動車

	車 の 所 有 者	用 途	車 種 制 限
本人運転	本 人	専ら障がい者の運転する自動車	事 業 用 以 外 の 自 動 車
家族運転	本 人 〔 但し、次の方は家族可 ・ 本人が18歳未満の者 ・ 療育手帳該当者 ・ 精神障がい者の方 〕	障がい者の通学・通院・通所・週末帰省・生業の用に使用される自動車	
介護者運転	家族運転と同じ（ただし、家族運転該当等級の障がい者）	専ら上記の用に使用され、かつ、障がい者のためにのみ使用される自動車	

- 注 ア) 車いす移動車・軽自動車・二輪車を含め、1人1台に限ります。
イ) 毎年4月1日午前0時現在（この日以降に自動車を新規登録した場合は登録時）に所有者（割賦販売により所有権が売主に留保されている場合は使用者）となっていること。
ウ) 家族とは、障がい者と生計を一にする者で同居の親族をいいます。
エ) 介護者とは、家族運転該当等級の障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために、継続して日常的に自動車を運転する人をいいます。
オ) 家族（介護者）運転の通院は、月4回以上、週末帰省は、月4回程度の使用実態が継続すること。
カ) 週末帰省とは、児童福祉施設、障害者総合支援法に基づき運営される施設等に入所している方を施設と家庭間で送迎することです。該当する施設名は東部県税局自動車税庁舎にお問い合わせください。
キ) 県内に在住していない場合は減免の対象とはなりません。居住地を管轄する都道府県で変更登録のうえ、減免申請してください。
ク) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合は、障がい者本人の運転での減免はできません。
ケ) 申請（車両登録時を除く）の際は、所有者（割賦販売により所有権が売主に留保されている場合は使用者）の個人番号の記入が必要です。所有者の「マイナンバーカード」又は「通知カードと本人確認のための書類（運転免許証・手帳等）」をお持ちください。

3 申請の手続き

(1) 申請期日

- ・ 毎年度**4月1日から納期限まで(土日・祝日を除く。)**
- ・ 車両登録申請時は登録申請する前まで（自動車税種別割等が課税される場合）

※家族運転（介護者運転）は、毎年度申請が必要です。

※自動車税種別割の月割の減免申請は当該年度の2月末日まで

(2) 申請に必要な書類

○印 必要なもの（書類は原本をお持ちください。）

手 帳 の 種 類	必 要 な 書 類	本人運転	家族運転	介護者運転
身体障害者手帳 (戦傷病者手帳) 療 育 手 帳	① 障がい者手帳	○	○	○
	② 運転者の運転免許証	○	○	○
	③ 自動車検査証	○	○	○
	④ 住民票（世帯全員・続柄記載、毎年度4月1日以降に交付されたもの） ※障がい者本人と運転者の世帯が異なる場合は、各々の住民票と戸籍謄本が必要。		○	
	⑤ 通学、通院、通所、週末帰省、生業証明書 〔 証明書は所定の様式があります。 通院は月4回以上、週末帰省は月4回程度継続して使用されていること。 〕		○	○
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	上記②、③、④及び ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 ⑦ 自立支援医療受給者証（左ページ※4参照）		○	○
介護者運転で上記 以外に必要なもの	⑧ 障がい者の世帯全員の方の障害者手帳			○
	⑨ 障がい者の世帯全員の方と介護者の方の住民票			○
	⑩ 誓約書			○
	⑪ 運行計画書			○
	⑫ 運行日誌（後日提出）			○

注 ⑤の通院証明書が2通以上必要となる方は、東部県税局自動車税庁舎にお問い合わせください。

(3) 申請の窓口

- ①毎年度課税される自動車税種別割の減免を申請するとき又は②以外の自動車税種別割の減免を申請するとき
→東部県税局各庁舎・鳴門総合サービスセンター又は総合県民局の窓口
②車両登録時の自動車税種別割等の減免を申請をするとき
→東部県税局自動車税庁舎の窓口のみ

4 減免限度額

(1) 自動車税種別割

〔自家用乗用車排気量2.0～2.5L相当〕

令和元年10月1日以降に初回新規登録する車両は年税額43,500円

令和元年9月30日以前に登録した車両は45,000円(重課の場合は51,700円)

○月割での減免申請や車両登録時の減免申請については減免限度額も月割になります。

○減免限度額を超えない場合は、納付の必要はありません。

減免限度額を超えて差額が発生する場合は、差額分を納付していただきます。

◇「本人運転」の減免を継続される方について

減免申請車両が昨年度と同じであり、減免が承認された場合、限度額を超えて差額が発生する方には、8月(令和4年度からは5月)に「差額分」の納税通知書をお送りします。

◇「本人運転」の新規(継続以外)及び「家族運転」で減免申請される方について(月割による申請を除く。)

減免が承認された場合、限度額を超えて差額が発生する方には、別途「差額分」の納付書をお送りします。

(納付書が届くまでに車検を受けられる方は、自動車税庁舎までご連絡ください。)

◇月割の減免申請をされた方について

減免が承認された場合、申請月に応じて別途納付書をお送りします。
既に年税額を納付済の方には、減免承認後、減免相当額を還付します。

◇車両登録時の自動車税の減免申請をされた方について

減免申請受付後、限度額を超えて差額が発生する方には、車両登録時に「差額分」の納付をしていただきます。

(2) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

課税標準となる取得価額300万円に税率を乗じて得た額

○税率が3%の乗用車は、 $300\text{万円} \times 3\% = 9\text{万円}$ が減免限度額になります。

税率が1%の乗用車は、 $300\text{万円} \times 1\% = 3\text{万円}$ が減免限度額になります。

○減免限度額を超えない場合は、納付の必要はありません。

減免限度額を超えて差額が発生する場合は、車両登録時に差額分を納付していただきます。

東部県税局各庁舎・総合県民局のお問い合わせ先

東部 県税 局	自動車税庁舎	徳島市応神町応神産業団地1-5 (こちらが主なお問い合わせ先です)	TEL:(088)641-2323 ファクシミリ:(088)641-1801
	徳島庁舎	徳島市新蔵町1丁目67	TEL:(088)626-8843
	吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島736-1	TEL:(0883)26-3921
	鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩字七枚128	TEL:(088)684-4421
南部 総合 県民局	阿南庁舎(県税担当)	阿南市富岡町あ王谷46	TEL:(0884)24-4121
	美波庁舎(県民生活・総務担当)	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	TEL:(0884)74-7420
西部 総合 県民局	美馬庁舎(県税担当)	美馬市脇町猪尻字建神社下南73	TEL:(0883)53-2021
	三好庁舎(県税担当)	三好市池田町マチ2415	TEL:(0883)76-0371